

令和2年度事業計画書

基本計画

観光は経済成長に資するのみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」においても観光が持続可能な世界を実現するための重要なツールとして認識されている。

国連世界観光機関（UNWTO）によれば、2019年の世界全体の国際観光客到着数は速報値で前年比4%増の15億人に達した。アジア太平洋地域の国際観光客到着数も前年比5%増の3億6,400万人と世界の平均を上回る成長を見せ、アジア太平洋地域の観光は引続き堅調であると言える。

我が国の2019年の年間訪日外国人旅行者数(推計値)も前年比2.2%増の3,188万2千人と過去最高を更新した。

このような状況において、昨今のインバウンドの隆盛等による観光客の増加に伴い、一部の地域においては、過度な混雑をはじめとする地域住民の生活環境の悪化や観光資源の劣化といった、いわゆる「オーバーツーリズム」と呼ばれている課題も顕在化している。

一方で、そのような中であっても、昨年度は、台風などの災害の発生や韓国からの旅行者数の減少により訪日外国人旅行者数の伸びは鈍化し、昨年末に発生した新型コロナウイルスにより中国をはじめとする諸外国からの旅行者数も大きく減少し、観光業も大きな打撃を受けている。

このような観光を取り巻く現状を踏まえ、UNWTO駐日事務所（以下「駐日事務所」という。）は、アジア太平洋地域の加盟国・地域、加盟団体等のニーズに応え、同地域におけるより一層の観光振興及び持続可能な観光の実現を図るために、UNWTOの地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

このため、駐日事務所への支援を主たる目的とする当財団の令和2年度事業計画では、昨年度に引き続き、一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性に留意しつつ、駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援を行う。併せて、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援を行うこととする。

具体的な基本方針は以下のとおり。

基本方針

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

駐日事務所がアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のために実施する次の活動に対して支援を行う。

持続可能な観光を促進するために、昨年度北海道倶知安町で開催されたG20観光大臣会合にて合意された、「観光の強靱性向上に関する行動」に基づき、災害に対して被災から復興までを実施できる観光分野における危機管理体制の整備を促進するとともに、UNWTOが提供する枠組みを活用した地域が主体となった持続可能な観光マネジメントに対する取組を支援、促進する。

観光に関する学術的調査・研究に資するために、UNWTOの観光統計や出版物を日本語に翻訳してウェブサイト等で公表するとともに、昨年度実施した調査研究の結果をシンポジウム等で報告し周知する。

UNWTOやUNWTO関連の国際会議等に参加し企画・運営に積極的に関わることにより、国内外の観光関係者に観光に関する様々な研究や取組に接する機会や議論の場を提供する。

併せて、世界観光倫理憲章の普及・促進に向けた取組、次世代を担う観光人材育成事業、また、関空旅博への出展やウェブサイト等による情報発信などを実施する。

第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

駐日事務所が関西圏である奈良県奈良市に所在している意義として、日本が国家体制を整備した奈良時代に遡る文化・遺跡が数多く残る奈良を拠点としながら、UNWTOのネットワークを介して奈良から関西、その周辺地域、更には日本全国、アジア太平洋全域に至る地域に観光目的地としての情報発信ができる点がある。それとともに、地元に対しても、UNWTOの観光に関する知見の共有の機会や国際会議に参加する機会を提供できる点がある。

このような点を踏まえ、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動を支援するため、高等学校・大学等の講義への職員派遣等による国際人材育成支援事業や、国際交流サロンの運営、当財団のウェブサイト等による当財団賛助会員（地方公共団体を含む）の観光に関する事業の情報発信を行う。

以上の基本方針に基づく、今年度の事業計画は以下のとおり。

事業計画

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

【当財団定款第4条（1）、（2）、（4）、（5）、（6）】

1 持続可能な観光促進支援事業

駐日事務所が実施する持続可能な観光を促進する活動を支援する。

(1) 観光分野における危機管理体制の整備促進 [UNWTO会計]

観光分野の危機管理体制整備に関するプログラムを策定し、自治体におけるセミナーの開催等により、減災から復興までを実施できる危機管理体制の整備を促進する活動を支援する。

(2) INSTO等を活用した持続可能な観光地マネジメントの推進

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTOは、International Network of Sustainable Tourism Observatories（略称INSTO、持続可能な観光観測所に関する国際的ネットワーク）を推進し、観光指標を用いた継続したモニタリングを通じて、世界の観光地における政策形成を支援している。

このINSTOの枠組みを活用し、我が国において、経済のみならず社会・文化・環境にも配慮した持続可能な観光地マネジメントに関する指針等を作成する活動を支援する。

(3) 持続可能な観光促進に関するシンポジウムの開催及び関係者の連携促進

[公益目的支出計画継続事業1（ロ）]

上記の「観光分野における危機管理体制の整備」や「INSTO等を活用した持続可能な観光地マネジメント」の取組成果を報告するシンポジウムの開催を支援する。

なお、奈良で開催するシンポジウムでは、奈良県が2022年に開催予定の「UNWTO ガストロノミーツーリズム世界フォーラム」の国内開催候補地として選定されたことを踏まえ、奈良県と共催し「ガストロノミーツーリズム」もテーマに加える。

開催期間：未定

場 所：奈良、東京

併せて、自治体や民間事業者等のニーズや関心の高いテーマに関係者とともに取り組むため、協議会設置の支援等により関係者との連携を図る。

2 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所が実施する観光統計等の公表や観光学術調査の報告を支援する。

(1) UNWTO の観光統計や出版物の日本語訳と公表

[公益目的支出計画継続事 1 (イ)]

UNWTO が公表している観光統計や研究成果に関する出版物を、駐日事務所が適時適切に日本語に翻訳して公表する取組を支援する。

観光統計については、UNWTO Tourism Highlights 及び World Tourism Barometer 等の出版物の中でニーズの高い分野を中心に、その概要の日本語訳をウェブサイト等で公表する。

(2) 駐日事務所が実施した調査研究の報告

[公益目的支出計画継続事業 1 (イ)]

昨年度実施した「太平洋島嶼国調査：持続可能な観光振興と商品開発」について、南太平洋観光機関の年次総会（ソロモン諸島、10月開催）と、太平洋諸島センターと駐日事務所の共催シンポジウム（東京、7月開催予定）において、調査結果を国内外に報告し周知する。

太平洋島嶼国は観光産業への依存度が高く、観光振興は当該地域の経済発展の鍵となっており、UNWTO にとっても大きな課題であることから、この調査報告を支援する。

3 UNWTO 及び UNWTO 関連国際会議等への参加・運営支援

[UNWTO 会計]

駐日事務所が UNWTO や UNWTO 関連の国際会議等に参加し企画・運営に関わり、国内外の観光関係者が観光に関する様々な研究や取組に接する機会及び議論の場を提供することを支援する。

① UNWTO 東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会

UNWTO では、各加盟国は地域ごとに設けられている 6 つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか）に所属している。アジア地域の 2 委員会は合同で毎年開催され、UNWTO の加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。

開催期間：2020 年 6 月 29 日～7 月 1 日

場 所：スリランカ コロンボ

② UNWTO ガストロノミー・ツーリズム世界フォーラム

開催期間：2020 年 6 月 1 日～4 日

場 所：ベルギー ブルージュ

③ UNWTO アジア太平洋エクゼクティブトレーニングプログラム

開催期間：2020 年 7 月（予定）

場 所：カンボジア

④ ツーリズム EXPO ジャパン

ツーリズム EXPO ジャパンでは、持続可能な観光分野における優れた取組を表彰する

ことを目的として、ジャパン・ツーリズム・アワード（審査委員長 本保UNWTO駐日事務所代表）を実施しており、地域社会の課題解決・価値向上を進めている国内外の団体・組織・企業に対し、「UNWTO倫理特別賞」が授与される。

開催期間：2020年10月29日～11月1日

場 所：沖縄

⑤世界 INSTO 全体会議

開催期間：2020年10月（予定）

場 所：スペイン マドリッド

4 世界観光倫理憲章の普及・促進支援 [公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

「世界観光倫理憲章」は1999年のUNWTO総会において、観光産業における主な関係者が責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択された。また、UNWTOは、2019年9月に開催された第23回UNWTO総会において、全ての国連公用語に関する観光倫理条約（UNWTO Framework Convention on Tourism Ethics）を採択した。UNWTOの設立以来、国際条約の採択は初となり、UNWTOは各国に対し、同条約を批准するよう促進している。

UNWTOは2011年から「民間部門における世界観光倫理憲章への誓約」に取り組み、駐日事務所の働きかけにより、日本では現在、民間5団体15社が誓約に署名を行っている。今後も、駐日事務所が持続可能な観光の推進に取り組む企業・団体に署名を促進するための取組を支援する。

5 次世代を担う観光人材育成事業の支援 [公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

駐日事務所が JICA や国内の大学と連携して、観光分野に関心の高い大学生や大学院生、若手実務家等が参加して観光に関する課題について議論するシンポジウムやワークショップを開催することを支援する。

開催期間：2021年2月（予定）

場 所：東洋大学

6 UNWTO 及び駐日事務所の情報発信支援 [公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

駐日事務所が実施する情報発信を支援する。

①関空旅博への出展

西日本最大級の旅行イベント「関空旅博」において、案内ブースを出展し当財団の賛助会員の活動を紹介するとともに、UNWTOのアジア太平洋加盟国のプロモーションを目的とするセミナーを開催することを支援する。

②駐日事務所のウェブサイトを通じた情報発信の強化

駐日事務所のウェブサイトの運営を通じて、駐日事務所の発信力を強化し、UNWT

及びUNWTO 賛助加盟員の情報発信を支援する。

③会議、セミナー、シンポジウムにおける情報発信

国内外の会議、セミナー、シンポジウムの講演において、UNWTO の活動や持続可能な観光について情報発信することを支援する。

第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

[当財団定款第4条(3)、(7)]

1 国際人材育成支援事業

高等学校・大学・国際団体における講義・講演への当財団職員の派遣や、UNWTO 関連イベントへの参加機会の創出により、若年層のUNWTO の活動や持続可能な観光に関する理解の増進、国際感覚の涵養及びキャリア形成を支援する。

2 国際交流サロンの運営

当財団の事務所に隣接する国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、国際交流イベントや国内及び国外の観光情報の提供を行う。

3 当財団のウェブサイト等を通じた情報発信

当財団のウェブサイトを通して当財団の活動や当財団賛助会員（地方公共団体も含む）の観光に関する事業の情報発信をよりタイムリーに行う。

なお、当財団賛助会員等に駐日事務所や当財団の活動を紹介しているAPTEC 通信においても、賛助会員の情報発信を同様に行う。